

PRESS 530

KAWAGUCHI CITY NEWS

2006.1.1

vol.59



特集

リサイクルプラザレポート 3R推進月間事業～もったいない精神が地球を救う～
路上喫煙禁止地区を指定しました！

第6回 全市一斉クリーンタウン作戦の報告
こんなにかかっています、ごみ処理費用 !!

●INFORMATION ●もったいないコーナー



リサイクルプラザレポート

3R推進月間事業～もったいない精神が地球を救う～

10月の3R推進月間に合わせ、今年は“もったいない”をキーワードに①無駄なものは買わない、②捨てない、③もったいない!の標語を積極的に推進しました。

窓からのメッセージ

ごみまるふあふあ

ごみまるのエアートランポリンです♪

リサイクル家具類販売

まだ着られる着物を提供していただき、撮影会をしました♪

収集した粗大ごみの中から再生可能な家具や調度品などをリサイクル工房でボランティアスタッフに修理・手直ししていただき競争入札により販売しました。

毎月1回を予定して販売しています。開催日等は広報「かわぐち」リサイクルプラザからのお知らせをご覧ください。

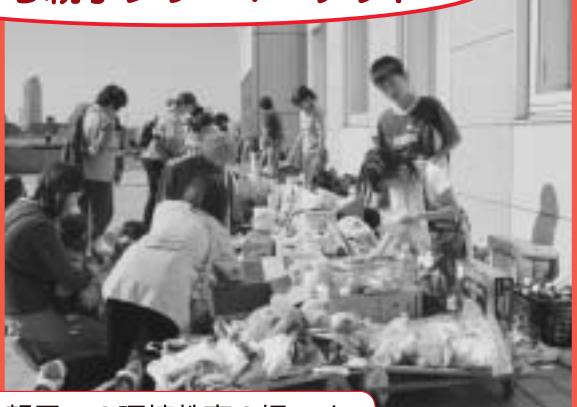
リユース着物で撮影会

傘からマイバッグ教室

傘の布からすてきなマイバッグが作されました。

家庭から出た廃油を使って、石けんを作りました。

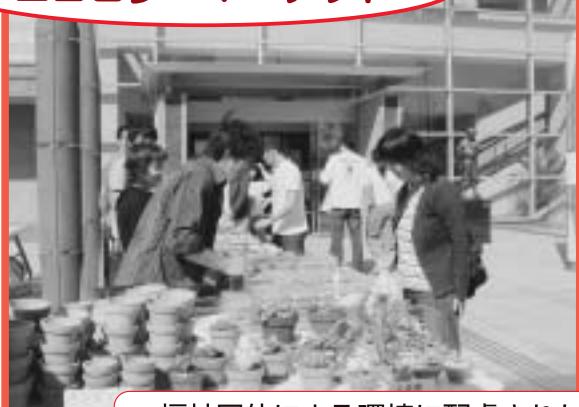
朝いち親子フリーマーケット



親子での環境教育の場です。

※毎月第4日曜日に開催しています。

エコロジーマーケット



福祉団体による環境に配慮された
自主製作品の販売

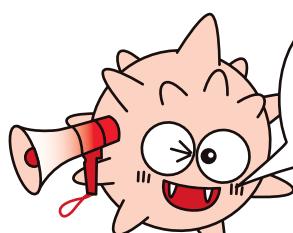
ふろしきやスカーフがレジ
袋に代わって有効に利用でき
る方法を紹介していただきました。

漫画家・エッセイスト

赤星たみこ氏

環境講演会

～環境にやさしい“もったいない”講座～



当初の予想以上に
参加者が多く、会場
は大盛況でした♪

環境にやさしく換気扇を
キレイにする実演中。

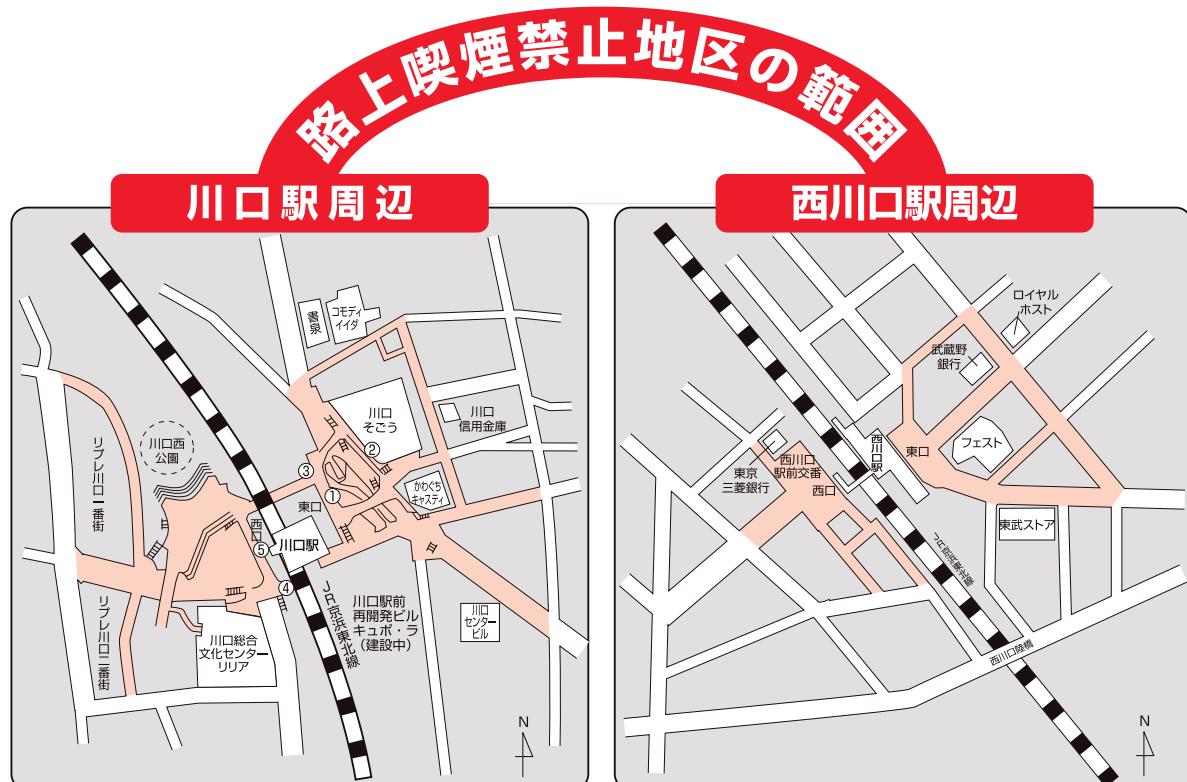


その他、おもちゃの病院や包丁の再生教室、も
ったいないぞ！コンサート＆クイズなどのイベ
ントを行いました。その中でも特に漫画家・エッセ
イストの赤星たみこ先生の講演は、非常におもし
ろかったと大勢の参加者から大好評でした♪ぜひ、
みなさん今日から“もったいない精神”を実践し
てくださいね。

路上喫煙禁止地区を指定しました!

道路や公園などの公共の場所での喫煙マナーと環境美化意識の向上を図ることで、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、路上喫煙の防止努力規定等を定めた「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を平成17年5月1日から施行しています。

この条例の規定により平成17年**12月1日**から、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区として**JR川口駅及び西川口駅周辺**を終日「路上喫煙禁止地区」に指定しました。(また、喫煙マナー向上のため川口駅周辺に5カ所の路上喫煙場所を定め、灰皿を設置しています。)この地区内では、パトロールによる路上喫煙者への指導等を行っています。



- 路上喫煙場所
- ①東口ベックスコーヒー前(デッキ上)
 - ②東口川口そごう前(デッキ上)
 - ③東口交番前
 - ④西口デッキ上
 - ⑤西口タクシープール前

※ 路上喫煙禁止地区



東口川口そごう前路上喫煙場所

問い合わせ 廃棄物対策課 228-5370

第6回 全市一斉クリーンタウン作戦の報告

「自分たちのまちの美化は、自らの手で」11月20日(日)今年で6回目となった全市一斉クリーンタウン作戦がおこなわれました。秋晴れの空の下、市民と市が協力して道路や公園に捨てられていた、びん・かん・紙くずなどを拾い、市内各所に設けた集積所に集めました。参加者約13,300人(前年参加者数約12,000人)、集められたごみは実際に約25トン(前年は約36トン)にのぼりました。



全市一斉クリーナン作戦
実施結果(収集量) 単位:kg

一般ごみ	16,500
びん・かん 金属類	8,190
計	24,690

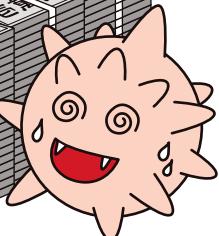
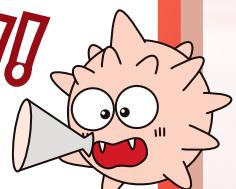
ご協力
ありがとうございます。



問い合わせ 廃棄物対策課 まち美化係 228-5370

なんだとかかっていいます。ごみ処理費用!!

川口市のごみを処理するには一体どれくらいのお金がかかっているか知っている?
実は、ごみ(し尿を除く)を処理するための平成16年度の決算額は…



約68億2千万円



1世帯

約32,400円



1人

約13,900円

ひえ~、こんなにお金がかかっているとはー! 市民のみなさんの協力のおかげで
昨年よりちょっと少なくなったけど、やっぱり、もっとごみをへらしていかないといけないんだね…。



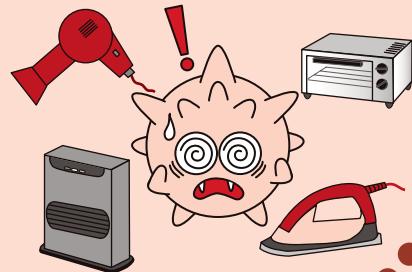
アスベストが含まれる家庭用品について

アスベスト問題への対応として、経済産業省がアスベストが含まれる家庭用品について業界団体等を通じて調査した結果（平成17年10月20日公表）、157社562製品が該当しましたが、そのほとんどが通常の使用ではアスベストが放出する可能性はないとしています。

また、多くの製品がすでに販売を中止しています。

アスベストが含まれている家庭用品の情報につきましては、経済産業省のホームページに掲載されています。詳細は各業界団体または各家庭用品のメーカーのお客様窓口、もしくは廃棄物対策課までお問い合わせください。

なお、これらの製品が一般廃棄物となった場合の処分方法については、廃棄物対策課までご相談ください。

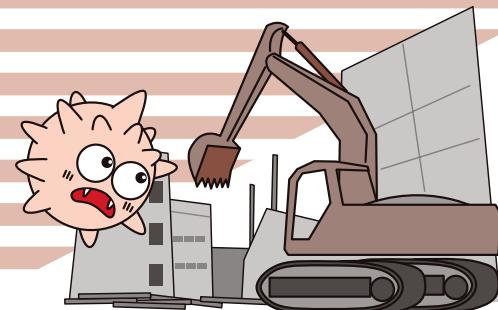


問い合わせ 廃棄物対策課 228-5370

建築物の解体などをする際には、アスベスト（石綿）にご注意ください！

アスベスト（石綿）が使用されている建築物は、その建築物の床面積・構造等にかかわらず、アスベストが飛散しないように解体しなければなりません。

- 建築物の解体を依頼する方は、アスベスト等の使用的有無を調査し、解体工事などを請け負う事業者の方に伝えなければなりません。
- 解体は各種法令に基づき、適切に行ってください。
- 解体などを行う作業員は、粉じんの発散の度合いに応じた呼吸用保護具（使い捨て式の防じんマスクを除く）・保護衣等を着用しなければなりません。
- アスベストを含む廃棄物の処理は、知事等の許可を受けている業者に委託してください。



■ アスベストを使用している建物解体・補修時には、表の区分ごとに各種法令に基づく対策が必要です。
(届出の方法、必要なアスベスト対策等の詳細については表の問い合わせ先にご相談ください。)

解体する建築物の種類		アスベストに関する必要な対策	関係法令	問い合わせ先(届出先)
吹き付け石綿等	吹き付け石綿、石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての耐火・準耐火建築物</u>	・届出（作業の14日前まで） ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化等	労働安全衛生法（労働安全衛生規則、石綿障害予防規則） ※注1	川口労働基準監督署 ※注2
	吹き付け石綿、石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての建築物（耐火・準耐火以外）</u>	・届出（あらかじめ） ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化等		
	石綿（又は石綿含有吹き付け材）の吹き付け面積が <u>50m²以上かつ床面積500m²以上の耐火・準耐火建築物</u>	・届出（作業の14日前まで） ・作業場の隔離 ・集じん・排気装置の設置 ・吹き付け石綿等の湿潤化等	大気汚染防止法及び労働安全衛生法（労働安全衛生規則、石綿障害予防規則）	川口市役所環境保全課及び川口労働基準監督署
	石綿含有保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている <u>全ての建築物</u>	・届出（あらかじめ） ・石綿含有建材等の湿潤化等	労働安全衛生法（石綿障害予防規則） ※注1	川口労働基準監督署 ※注2
石綿含有スレート（屋根材）、サイディングボード（外壁材）等が使用されている <u>全ての建築物</u>		・石綿含有建材等の湿潤化等		

※注1：平成18年2月以降は労働安全衛生法のほか大気汚染防止法も関係法令となります。

※注2：平成18年2月以降は川口労働基準監督署のほか川口市役所環境保全課も問い合わせ先（届出先）となります。

※備考：労働安全衛生法、大気汚染防止法については、建築物の解体をしないで石綿等の除去工事のみを行う際にも届出等が必要ですので、ご注意ください。

床面積80m²以上の建築物（石綿の使用の有無を問いません）の解体を行う際には作業の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を川口市役所建築審査課に提出する必要があります。

●連絡先●

●石綿障害予防規則に関しては、

埼玉労働局（048-600-6206）、川口労働基準監督署（048-252-3773）

●大気汚染防止法に関しては、

川口市役所環境保全課（048-228-5389）

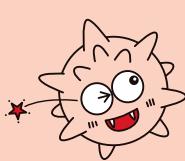
●廃棄物の処理に関しては、

県廃棄物指導課（048-830-3135）、中央環境管理事務所（048-822-5199）

●建設リサイクル法に関しては、

川口市役所建築審査課（048-258-1110）

問い合わせ 環境保全課 228-5389



もったいない ごみまるの約束

●ごみまるとの約束

前号vol.58(10月)で募集した結果、
応募総数1,801枚、約70t
のごみ減量化が約束されました! みなさん
のご協力ありがとうございます。今後も
継続していきます。

●「もったいない」実践体験談

広報「かわぐち」10月号で募集した結果、61人の方からの応募がありました。今回その中から紹介させていただきます。

「ごみを減らす」を特に心がけています。
紙類のうち町会の資源回収に出せる物は分別して回収してもらっている。
生ごみのうち草木の肥料にできる物を極力、土に返している。例えばじゃがいもの皮、キャベツの芯、りんごの皮、バナナの皮など細かく切って土に混ぜると良い肥料となります。じゃがいもの芽や甘夏みかんの種が混じっていると春になって若葉が出て来たりしてなかなか植物の生命力を感じことがあります。

夜早めに寝て、朝早く起きるようにし、エネルギーの節約と健康管理を心がけています。

米のとき汁、じゃがいも、里芋などの泥のついた野菜を洗った水を草木にかけるように水道水の節約を心がけています。

中青木在住・Yさん

PRESS 530 vol.58

家族で「もったいない」と思うことについて話し合ってみよう。

約束することから始めましょう☆彡

ごみまると約束することで、あなたのごみの減量化への意識は確実に変わります。市民のみなさんからたくさんの応募をお待ちしております♪

「ごみまるとの約束」コーナー

ものを大切に使うことの原点、「ものの値打ちが生かされずに無駄になるのが惜しい」という意味の「もったいない」精神で次のこと気に気を付け、生活することを約束します。

まい(1) ものを買うときは、本当に必要かよく考える。(無駄なものはない)

まい(2) できる限り使い直し使う。(捨てない)

まい(3) 使えないなくなったものでも資源としてリサイクルできるようにきちんと分別する。

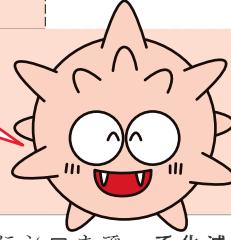
もったいない(MOTTAINAI)精神でごみを減らし、地球を救おう!

「ごみまるとの約束」応募用紙

平成17年 月 日

氏名: _____
住所: _____
電話番号: _____

ぼくとの約束
を守ってね♪



広報「かわぐち」
10月号

募集2

『もったいない』 実践体験談募集!

みんなの家庭や学校、職場で「もったいない」(3Pの「ごみ減量化やエネルギー節約、温暖化防止策など)について実践している体験談を募集します。応募されたなかの中から抽選でごみまるグッズをプレゼントします。

【応募方法】はがきやFAX、インターネットなどで「もったいない」について実践している体験談(400字以内と住所、氏名、電話番号を明記し、リサイクルプラザまで応募ください。市役所、支所、駅連絡室、公民館などに設置した応募箱でも受付します。

※応募内容については、市の啓発事業の環として広く市民のかたに紹介させていただき

ます。

問い合わせ…川口市リサイクルプラザ 228-5306



PRESS 530 vol.59

(2006年1月1日発行)

編集・発行 川口市環境部リサイクルプラザ

〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号

TEL.048-228-5306 FAX.048-223-6480

リサイクルプラザホームページアドレス

<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/recycleplaza>



古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています。



環境に配慮し、大豆インクを使用しています。

編 集 後 記

すでに『もったいない』精神のインストールはされましたか? もうお済みの方は、次は目標設定です。1年の計は元旦にあります。市民のみなさん、地球のために昨年と比べて今年は何kgごみを減量しますか?

